

予防接種実施規則の 一部を改正する省令

麻しん及び風しんの第3期・第4期予防接種に
使用するワクチンは、原則MRワクチンとする。

- ① MR混合ワクチン
- ② M単抗原ワクチン
- ③ R単抗原ワクチン

M:麻しん R:風しん



第3期: 中学1年生相当



第4期: 高校3年生相当

15

定期の予防接種実施要領 総論の主な改正点

実施要領 7

項目	現行	改正後	
		追加事項	新規事項
対象者等に対する周知	広報、個別通知 その他適当な措置	原則、個別通知	英文等の周知文の作成に 努める
予防接種実施状況の 把握	—	—	<ul style="list-style-type: none"> •既接種者、未接種者の確認 •未接種者への接種勧奨 •定期健診の機会を利用した 接種状況の確認
予診票	対象疾病全てに ついて同一様式	対象疾病、対象疾病 の区分、対象者の 様態により、4様式に 区分	麻しん、風しんの第3・4期 対象者のうち女子には、 妊娠の事実・可能性について 確認する項目 を設ける
予診と 予防接種不相当者・ 予防接種要注意者	—	—	麻しん、風しんの第3・4期 対象者のうち女子には、 妊娠事実等について入念に 確認する

16

定期の予防接種実施要領: 総論

実施要領 2

項目	現行	改正後	
		追加事項	新規事項
保護者の同伴要件 (麻疹、風しんの第3・4期の対象者)	個別・集団接種を問わず同伴が必須	一定要件を満たせば、 保護者の同伴は必要ない ※ただし、第4期対象者のうち、 婚姻者は該当しない	—
予防接種の実施にあたる説明と同意 (麻疹、風しんの第3・4期の対象者)	—	—	保護者が同伴しない者には、 事前の説明と了解が必要 ※ただし、第4期対象者のうち、 婚姻者は該当しない
医療機関以外での 集団接種	—	—	市町村長は、副反応発生時の安全基準を遵守 ・経過観察措置 ・応急治療措置 ・救急搬送措置
重篤な副反応における 迅速な報告	—	—	市町村長は、副反応報告書の予後欄について、 1 死亡 2 重篤(死亡の危険あり) 3 入院 に該当するものについては、写しを直ちに厚生労働大臣に提出

定期の予防接種実施要領 麻疹・風しんの各論の主な改正点

実施要領 3

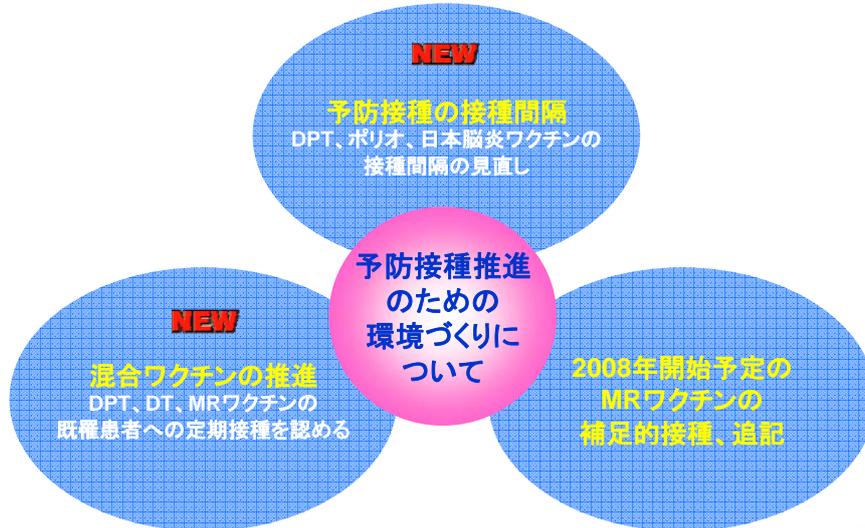
項目	現行	改正後	
		追加事項	新規事項
接種対象者	第1期、第2期	—	現行に、 ・ 第3期(13歳相当) ・ 第4期(18歳相当) を追加
予防接種に使用するワクチン	M又はR単抗原ワクチン、同時に行う場合は、MR混合ワクチン	現行に加え、 MR混合ワクチンが使用可能	第3期、第4期について、M又はR単抗原ワクチン若しくはMR混合ワクチンが使用可能
混合ワクチンの使用推進	—	—	既罹患者には、MR混合ワクチンが使用可能

M:麻疹 R:風しん

18

予防接種に関する検討会

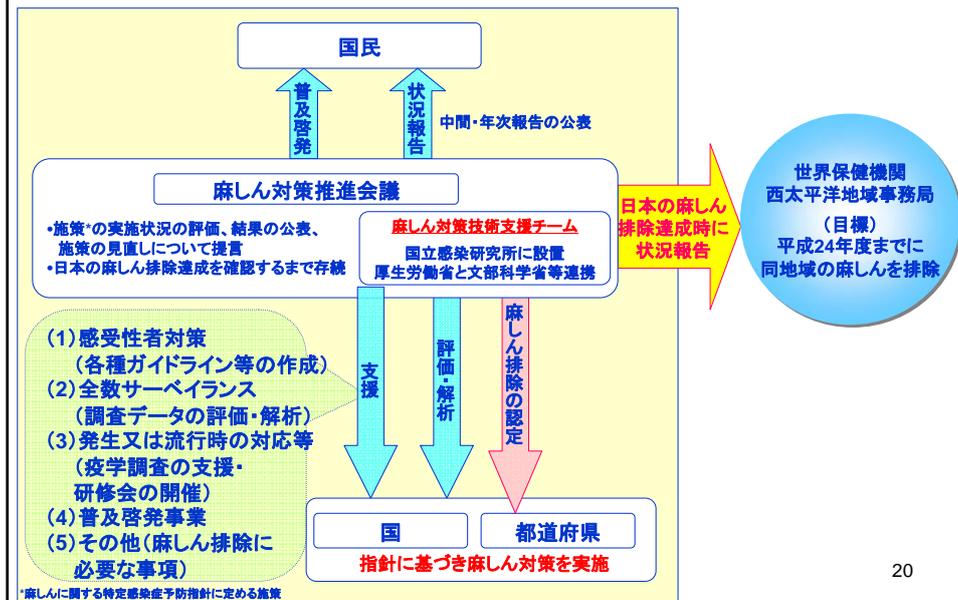
平成19年8月10日(金)



19

国の麻しん対策推進会議

2月12日(火)10:00～開催



20

*麻しんに関する特定感染症予防指針に定める施策